

二宮町総合型地域スポーツクラブ・ラビッツクラブ設立準備委員会規約

(名 称)

第1条 この団体は、二宮町総合型地域スポーツクラブ・ラビッツクラブ設立準備委員会（以下「設立準備委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 設立準備委員会は、子どもから高齢者まで多世代の人々が世代や性別をこえ、家族や友人たちと気軽に楽しく活動できる多様なスポーツ・健康づくりの場を、町民に提供し、地域住民の健康増進と地域間のコミュニケーションを図るため、二宮町総合型地域スポーツクラブ・ラビッツクラブを設立することを目的とする。

(事務局)

第3条 設立準備委員会の事務局は二宮町山西60-4に設置する。

(事 業)

第4条 設立準備委員会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 二宮町総合型地域スポーツクラブ・ラビッツクラブの運営内容等を検討する委員会等の開催
- (2) 二宮町総合型地域スポーツクラブ・ラビッツクラブの対象地域に対するニーズ調査等の調査活動
- (3) 二宮町総合型地域スポーツクラブ・ラビッツクラブに関する広報活動
- (4) その他、二宮町総合型地域スポーツクラブ・ラビッツクラブ設立に向け必要な事業

(組 織)

第5条 設立準備委員会は、委員15名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者の代表者及び関係者とする。

- (1) 二宮町体育協会
- (2) 二宮町スポーツ推進委員
- (3) 公募による町民
- (4) 学識経験を有する者

(役 員)

第6条 設立準備委員会には、円滑な運営を図るため、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 総務担当 2名
- (4) 財務担当 2名
- (5) 広報担当 4名以内
- (6) 事業担当 5名以上
- (7) 監 事 2名以内

(選 任)

第7条 役員は、設立準備委員会にて互選により選出する。

(職 務)

第8条 設立準備委員会の役員は、次の職務を行う。

- (1) 委員長は設立準備委員会を代表する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の場合は、その職務を代行する。
- (3) 総務部は設立準備委員会内の運営統括及び雑務全般を行う。
- (4) 財務部は設立準備委員会の会計を行う。
- (5) 広報部は地域住民及び、学校施設等の関係者に対して広報活動を行う。
- (6) 事業部は設立準備委員会が主催するスポーツ事業の運営を行う。
- (7) 監事は設立準備委員会の運営と会務、会計を審議する。

(任 期)

第9条 設立準備委員会の役員の任期は平成30年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第10条 設立準備委員会は、委員長が必要と認めるとき随時開催する。

- 2 設立準備委員会は、委員の半数以上の出席によって成立する。
- 3 設立準備委員会の議事は、出席者の過半数によって決する。
- 4 設立準備委員会は、その議決により必要に応じて、部会を設けることができる。

(会 計)

第11条 設立準備委員会の経費は、総合型地域スポーツクラブ創設支援事業補助金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 設立準備委員会の会計年度は施行日より平成30年3月31日までとする。

(規約の変更)

第12条 設立準備委員会が本規約を変更しようとするときは、会議に出席した委員の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。

(補 則)

第13条 本規約の執行に関する細則は、設立準備委員会の議決により必要に応じて別に定める。

(会 員)

第14条 会費を納めたものは会員とする。

- 2 会員は、設立準備委員会で意見を述べることができる。
- 3 会員は、他の種目に無料または特別価格で参加できる。

附 則

1. この規約は、平成28年4月27日から施行する。
2. この規約は、二宮町総合型地域スポーツクラブ・ラビッツクラブの成立をもって、その効力を失う。